

# 愛知県青少年保護育成条例施行規則

(昭和 36 年 3 月 28 日規則第 17 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛知県青少年保護育成条例（昭和 36 年愛知県条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 1 条の 2 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(個室に類する施設)

第 1 条の 3 条例第 4 条第 6 号ロに規定する規則で定める施設は、他から容易に見通すことができないようにカーテン、ついたて等で区画された施設その他の個室に準じた区画された施設とする。

(興行者の掲示)

第 1 条の 4 条例第 5 条第 4 項の規定による掲示は、様式第 1 によつてしなければならない。

(有害図書類の指定)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項の規定により、書籍又は雑誌で次に掲げるものを被写体とする写真又は描写する絵を掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が 20 ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の 10 分の 1 以上を占めるもの及び映像が記録されているテープ又はディスクで次に掲げるものを描写する場面の時間が連続して 3 分を超え、又は合わせて 5 分を超えるもの（当該場面の時間が合わせて 5 分を超えるものにあつては、当該映像が記録されているテープ又はディスクの内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）は、有害図書類とする。

一 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるもの

- イ 女性の大腿（たい）部を開いた姿態
- ロ 女性の陰部、臀（でん）部、大腿（たい）部又は胸部を誇張した姿態
- ハ 自慰の姿態
- ニ 男女間の愛撫（ぶ）の姿態
- ホ 女性の排泄（せつ）の姿態
- ヘ 緊縛の姿態

二 性交又はこれに類する性行為で次に掲げるもの

- イ 男女の性交又は性交を連想させる行為
- ロ 強姦（かん）その他の凌（りよう）辱行為
- ハ 同性間の性行為
- ニ 変態性欲に基づく性行為

(有害図書類の包装の方法)

第 2 条の 2 条例第 7 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 ビニール袋等により有害図書類全体の包装を行うこと。

二 有害図書類を伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛ること。

三 前2号に掲げるもののほか、有害図書類を容易に閲覧することができないようにする方法として知事が認める方法

(有害図書類の陳列の方法)

第2条の3 条例第7条第2項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害図書類をまとめて陳列すること。

二 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の外周から60センチメートル以上離れた場所に設けられた棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。

三 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する棚に、有害図書類のみをまとめて陳列すること。

四 有害図書類を陳列する棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から10センチメートル以上張り出して設けた透視できない材質及び構造の仕切り板と仕切り板との間に有害図書類を陳列すること。

五 有害図書類を、床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列すること。

六 前各号に掲げるもののほか、有害図書類を他の図書類と明確に区分する方法として知事が認める方法

(有害図書類の陳列場所の掲示)

第3条 条例第7条第3項の規定による掲示は、様式第2によつてしなければならない。

(図書類の自動販売機の届出)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、様式第3によつてしなければならない。

2 条例第8条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第8条第1項第3号に規定する自動販売機管理者の住民票の写し及び承諾書

二 設置場所を使用する権原を有することを証する書類

3 条例第8条第4項の規定による届出は、変更の場合にあつては様式第4によつて、廃止の場合にあつては様式第5によつてしなければならない。

4 条例第8条第1項及び第4項の規定により提出する届出書の部数は、2部とする。

(図書類の自動販売機への表示)

第5条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、条例第8条第1項の規定による届出に係る受理番号とする。

2 条例第9条の規定による自動販売機への表示は、知事が交付する様式第6による表示票によつてしなければならない。

(有害がん具類の指定)

第6条 条例第10条第2項の規定により、専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類で次に掲げるもの及び使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着は、有害がん具類とする。

- 一 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- 二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの
- 三 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

（有害がん具類の陳列の方法）

第6条の2 条例第10条の2第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- 一 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害がん具類をまとめて陳列すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、有害がん具類を青少年の目に触れないように陳列する方法として知事が認める方法

（有害がん具類の陳列場所の掲示）

第6条の3 条例第10条の2第3項の規定による掲示は、様式第7によつてしなければならない。

（有害広告文書等の指定等）

第7条 条例第12条第1項の規定により、図書類に係る広告を目的とする文書等で第2条各号に掲げるものを被写体とする写真を掲載するものは、有害広告文書等とする。

2 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める方法は、有害広告文書等を内容物が透視できない封筒又は袋に納め、当該封筒又は袋の納入口を封じた上、当該封筒又は袋の表面に18歳以上の受取人の氏名を記載して頒布することとする。

3 条例第12条第3項の規定により中止することを命ずることができる者（同項の規定により公安委員会の指定する者を除く。）は、知事又は教育委員会の事務部局において青少年施策に関する事務に従事する職員のうちから指定する。

（条例第17条第3項の規則で定める施設）

第7条の2 条例第17条第3項に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。）
- 二 飲食店（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営むものをいい、接待飲食等営業、風営適正化法第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業及び店舗型有害役務営業に該当するものを除く。）
- 三 遊技場（風営適正化法第2条第1項第5号に掲げる営業に係るものを除く。）
- 四 遊園地（メリーゴーランド、遊戯用電車その他の遊戯設備を設け、主として当該設備により客に遊戯をさせる施設をいう。）
- 五 ボウリング場

(深夜営業施設への入場を禁ずる旨の掲示)

第7条の3 条例第17条の2第2項の規定による掲示は、様式第8によつてしなければならない。

(従業者名簿の備付け等)

第7条の4 有害役務営業を営む者は、従業者名簿を電磁的記録をもつて作成する場合には、当該有害役務営業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成しなければならない。

2 有害役務営業を営む者は、従業者名簿の備付け及び保存を、当該従業者名簿（電磁的記録をもつて作成するものを除く。）に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該有害役務営業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより備え付け、これを保存する方法により行うことができる。

3 有害役務営業を営む者は、従業者名簿の備付け及び保存を電磁的記録をもつて作成する従業者名簿（前項の規定による従業者名簿の備付け及び保存を行う場合における同項に規定するファイルを含む。）により行う場合においては、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で、営業所（無店舗型有害役務営業を営む者にあつては、事務所）において有害役務営業を営む者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができるようにしなければならない。

4 有害役務営業を営む者は、当該営業に係る業務に従事する者が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を保存しなければならない。

(条例第17条の5第3項の規則で定める事項)

第7条の5 条例第17条の5第3項に規定する規則で定める事項は、生年月日の確認方法、性別、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。

(有害役務営業の営業所への青少年の立入りを禁ずる旨等を明らかにする方法)

第7条の6 有害役務営業を営む者は、その営業につき広告又は宣伝をするときは、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあつては青少年の立入りを禁ずる旨（無店舗型有害役務営業を営む者にあつては、青少年が客となることを禁ずる旨）の文言を公衆の見やすいように表示し、音声により行う場合にあつてはその旨を公衆の分かりやすいように告げなければならない。

(条例第18条の3第2項の規則で定める事項)

第7条の7 条例第18条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることその他携帯電話端末等のインターネットに接続する機能を用いることにより、青少年が青少年有害情報を閲覧し、視聴し、又は聴取する機会が生ずること。
- 二 インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
- 三 当該携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役

務の提供に合わせて携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングサービス及び青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの内容

四 保護者が青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、条例第18条の3第3項に規定する書面を提出しなければならないこと。

(条例第18条の3第3項の規定により提出された書面等の保存)

第7条の8 条例第18条の3第4項の規定による保存の期間は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約が終了し、若しくは解除された日又は当該携帯電話インターネット接続契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間とする。

2 条例第18条の3第4項の規定による保存は、電磁的記録により行うことができる。

(条例第18条の3第6項の規定による公表の方法)

第7条の9 条例第18条の3第6項の規定による公表は、愛知県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

(調査員及び調査員証)

第8条 条例第27条第1項の規定による調査及び質問をする者(同項の規定により公安委員会の指定する者を除く。)は、知事又は教育委員会の事務部局において青少年施策に関する事務に従事する職員のうちから指定する。

2 条例第27条第3項に規定する身分を示す証明書(前項の規定により指定された者が携帯するものに限る。)は、様式第9による。

(委員の任命)

第9条 愛知県青少年保護育成審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 県議会の議員
- 三 関係行政機関の職員
- 四 関係業界を代表する者

(会長)

第10条 審議会に、会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第11条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(顧問)

第12条 審議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(幹事)

第 13 条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会議)

第 14 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 15 条 審議会に、次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事項をつかさどらせる。

一 第一部会 条例第 5 条の興行、条例第 12 条の図書類に係る広告を目的とする文書等及び条例第 13 条の広告物に関する事項

二 第二部会 条例第 6 条の図書類及び条例第 10 条のがん具類に関する事項

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、会長をもつて充てる。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

5 第 10 条第 2 項及び第 3 項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第 16 条 審議会の庶務は、県民生活部社会活動推進課において処理する。

(補則)

第 17 条 第 9 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、昭和 36 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 40 年 7 月 28 日規則第 46 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 46 年 4 月 16 日規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 9 月 16 日規則第 75 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 5 月 26 日規則第 59 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 6 月 22 日規則第 56 号)

この規則は、昭和 52 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 2 月 22 日規則第 11 号)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 11 月 26 日規則第 80 号）

この規則は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 28 日規則第 19 号）

この規則は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 12 月 24 日規則第 99 号）

この規則は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 7 月 22 日規則第 67 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 24 日規則第 7 号）

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県青少年保護育成条例施行規則の規定に基づいて作成されている販売届等の用紙は、改正後の愛知県青少年保護育成条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 8 年 6 月 12 日規則第 26 号）

この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 5 月 28 日規則第 54 号）

この規則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 46 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 2 月 26 日規則第 6 号）

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県青少年保護育成条例施行規則の規定に基づいて交付された調査員証は、改正後の愛知県青少年保護育成条例施行規則の規定に基づいて交付された調査員証とみなす。

附 則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 29 号）

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日規則第 14 号）

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 17 日規則第 58 号）

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 20 号）

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日規則第 13 号）

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日規則第 13 号）

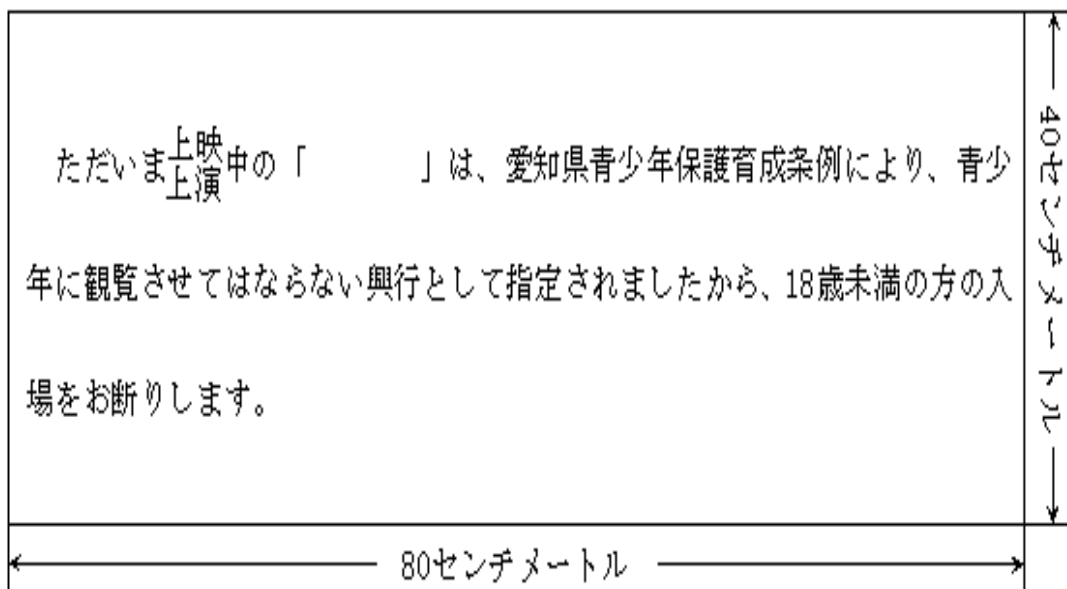
この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 22 日規則第 62 号）

この規則は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

様式第1

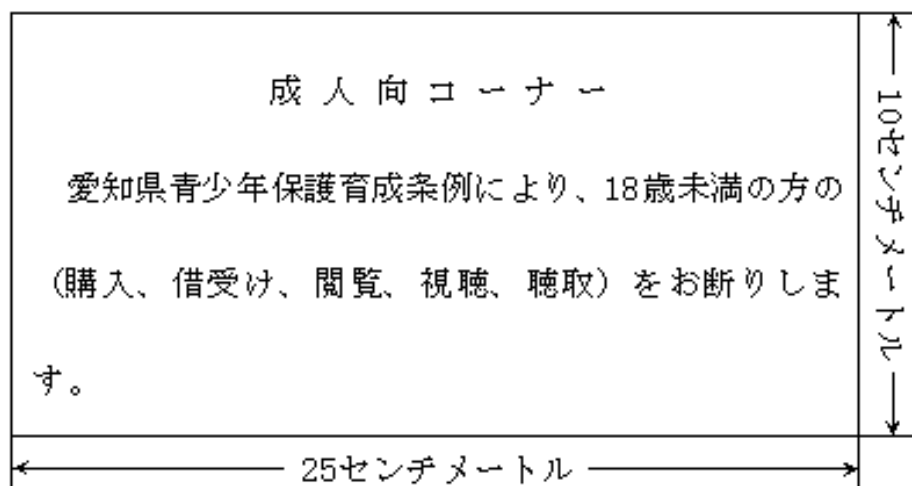
(第1条の4関係)



一部改正〔昭和52年規則56号・平成17年29号〕

様式第2

(第3条関係)



追加〔昭和54年規則80号〕、一部改正〔平成17年規則29号〕



様式第 3

(第 4 条関係)

(表)

|   |   |                                |     |
|---|---|--------------------------------|-----|
| 図書類の自動販売機による販売届   |   |                                |     |
| 愛知県知事 殿   |   | 年 月 日                          |     |
|   |   | 届出者 住所 氏名 印                    |     |
|   |   | (法人にあっては、主たる事務所所在地、名称及び代表者の氏名) |     |
|   |   | 電話番号                           |     |
| 自動販売機により図書類を販売するの、届け出ます。<br>自動販売機の設置場所を変更   |   |                                |     |
| 自動販売機の設置場所<br>(法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置する場合は、その施設名)  | 市 郡   | 区 町 村                          | 番 地 |
|   | (施設名 )  |                                |     |
| 自動販売機を設置する者   | 住所<br>(法人にあっては、主たる事務所所在地)<br>氏 名<br>(法人にあっては、名称及び代表者氏名)<br>電話番号 |                                |     |
| 自動販売機管理者  | 住所<br>氏 名<br>電話番号   |                                |     |
| 旧設置場所及び旧届出受理番号(自動販売機の設置場所を変更する場合に限る。)   | 市 郡   | 区 町 村                          | 番 地 |
|   | 旧届出受理番号 ( )   |                                |     |
| 備 考   |   |                                |     |
| (注) 1 次に掲げる書類各 1 通を添付すること。<br>(1) 自動販売機管理者の住民票の写し及び承諾書<br>(2) 自動販売機の設置場所を使用する権原を有することを証する書類<br>2 黒のインク又はボールペンで記入すること。 |   |                                |     |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(裏)

|                  |
|------------------|
| 自動販売機の設置場所付近の見取図 |
|------------------|

全部改正〔平成 5 年規則 7 号〕、一部改正〔平成 8 年規則 26 号・14 年 6 号〕

様式第 4

(第 4 条関係)

|  |     |
|--|-----|
| <p style="margin: 0;">図書類の自動販売機届出事項変更届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">愛知県知事 殿</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">届出者 住 所<br/>氏 名</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">(法人にあっては、主たる事務所)<br/>(所在地、名称及び代表者氏名)</p> <p style="margin: 0; padding-left: 100px;">電話番号</p> <p style="margin: 0;">図書類の自動販売機に係る届出事項について変更をしたので、<br/>届け出ます。</p> |     |
| 自動販売機の<br>届出受理番号   |     |
| 変 更 事 項  |     |
| 変内<br>更<br>の<br>容  | 変更前 |
|  | 変更後 |
| 変 更 年 月 日  |     |
| <p style="margin: 0;">(注) 1 変更事項が自動販売機管理者の変更であるときは、新<br/>任者の住民票の写し及び承諾書各1通を添付すること。</p> <p style="margin: 0;">2 黒のインク又はボールペンで記入すること。</p>  |     |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

全部改正〔平成5年規則7号〕、一部改正〔平成8年規則26号・9年54号・14年6号〕

様式第 5

(第 4 条関係)

|  |  |     |    |
|--|--|-----|----|
| <p>図書類の自動販売機使用廃止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住所<br/>届出者 氏名<br/>(法人にあつては、主たる事務所)<br/>(所在地、名称及び代表者氏名)<br/>電話番号</p> <p>図書類の自動販売機の使用を廃止したので、届け出ます。</p> |  |     |    |
| 自動販売機の届出受理番号   |  |     |    |
| 自動販売機の設置場所   | 市郡   | 区町村 | 番地 |
| 自動販売機を設置していた者  | 住所<br>(法人にあつては、主たる事務所所在地)<br>氏名<br>(法人にあつては、名称及び代表者氏名)<br>電話番号 |     |    |
| 自動販売機管理者   | 住所<br>氏名<br>電話番号   |     |    |
| 廃止年月日  |  |     |    |
| (注) 黒のインク又はボールペンで記入すること。   |  |     |    |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

追加〔昭和 54 年規則 80 号〕、一部改正〔昭和 59 年規則 19 号・平成 5 年 7 号・9 年 54 号〕

様式第 6

(第 5 条関係)

|                    |  |           |
|--------------------|--|-----------|
| この自動販売機による図書類の販売者等 |  | 12センチメートル |
| 販 売 者              | 住 所<br>(事務所所在地)<br>氏 名<br>(名称及び代表者氏名) 電話番号 |           |
| 設 置 者              | 住 所<br>(事務所所在地)<br>氏 名<br>(名称及び代表者氏名) 電話番号 |           |
| 管 理 者              | 住 所<br>氏 名 電話番号                            |           |
| 届出受理番号             |  |           |
| 15センチメートル          |  |           |

追加〔昭和 54 年規則 80 号〕、一部改正〔昭和 59 年規則 19 号〕

様式第 7

(第 6 条の 3 関係)

|  |           |
|--|-----------|
| <p>成人向コーナー</p> <p>愛知県青少年保護育成条例により、18歳未満の方の<br/>立入りをお断りします。</p> | 10センチメートル |
| 25センチメートル  |           |

追加〔平成 17 年規則 29 号〕

様式第 8

(第 7 条の 3 関係)

|   |  |            |
|---|--|------------|
| 愛知県青少年保護育成条例により、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間は、保護者同伴の場合であっても、18 歳未満の方の入場をお断りします。 |  | 30 センチメートル |
| 40 センチメートル  |  |            |

追加〔平成 17 年規則 29 号〕、一部改正〔平成 27 年規則 62 号〕

様式第 9

(第 8 条関係)

(表)

|         |                               |        |
|---------|-------------------------------|--------|
|         | 愛知県青少年保護育成条例第 27 条第 3 項の規定による | 第 号    |
| 写<br>真  | 調 査 員 証                       |        |
| 印       | 所 属<br>職 名<br>氏 名             |        |
|         |                               | 年 月 日生 |
| 年 月 日交付 |                               |        |
|         | 愛知県知事 氏 名 印                   |        |

(裏)

愛知県青少年保護育成条例抜粋

(報告及び調査)

第 27 条 知事又は公安委員会は、この条例（第 4 章の規定を除く。）を実施するため必要な限度において、次に掲げる者から報告を求め、又はそれぞれの指定する者に、営業時間内にその者の営業所若しくは営業施設（無店舗型有害役務営業にあつては、その者の事務所）若しくは広告物の表示されている場所において調査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

- (1) 興行者
- (2) 図書類取扱業者
- (3) 自動販売機管理者
- (4) がん具類取扱業者
- (5) 広告主及び広告物の管理者
- (6) 第 17 条の 2 第 1 項各号に掲げる施設において営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者
- (7) 有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者
- (8) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

2 略

3 前 2 項の規定により調査又は質問をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とする。

一部改正〔昭和 52 年規則 56 号・53 年 11 号・54 年 80 号・59 年 19 号・99 号・平成 9 年 54 号・14 年 6 号・17 年 29 号、21 年 14 号、22 年 58 号、25 年第 20 号、27 年第 13 号〕